

令和7年度越谷市社会福祉審議会

第2回障害者福祉専門分科会会議録

日時：令和7年8月5日（火）
14：00～15：55
場所：越谷市役所第三庁舎5階
会議室5・6

●障害者福祉専門分科会

○委員定数（17名）

○出席委員（13名）

高野 雅美	委員	越谷市手をつなぐ育成会
村山 勝代	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
田沼 良輔	委員	越谷公共職業安定所
高橋 忠	委員	越谷市歯科医師会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
望月美恵子	委員	越谷市聴覚障害者協会
会田眞理子	委員	越谷市ボランティア連絡会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
小澤 昭彦	委員	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
横内 浩一	委員	公募委員
根本ひかり	委員	公募委員
高橋 良江	委員	公募委員

○欠席委員（4名）

鈴木 弘子	委員	ロービジョン友の会アリス
松田 繁三	委員	越谷市医師会
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
相澤 靖子	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校

○事務局出席者（１１名）

小田 大作	福祉部長
山崎 健晴	福祉部副参事(兼)障害福祉課長
斉藤 秀樹	福祉部障害福祉課調整幹
近藤 陽介	福祉部障害福祉課調整幹
佐藤 栄樹	福祉部障害福祉課副課長
木村 覚	福祉部障害福祉課主幹
佐野 瞳	福祉部障害福祉課主任
丸岡 龍介	福祉部障害福祉課主任
金子 豊	子ども家庭部子ども福祉課長
木村 なつ子	子ども家庭部子ども福祉課副課長
野中 奈保子	子ども家庭部子ども福祉課主幹

１ 開会

開会後、事前配布資料、当日配布資料の確認を行った。

次に、越谷市社会福祉審議会条例第６条第３項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。障害者福祉専門分科会は委員総数 17 名のうち 13 名が出席しているので、会議が成立する旨を報告した。本日の傍聴者が 2 名であることを報告した。

２ 議事

議事については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、小澤分科会長が議長となり進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第 5 条の規定に基づき、原則公開であることを説明後、傍聴者 2 名が入場した。

報告事項

（１）第 5 次越谷市障がい者計画の進捗状況について

事務局から、資料 1 及び別紙資料に基づき説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

報告書において、取組みを実施したという記載だけだと、それが良かったのか悪かったのか判断ができないので、可能であれば今後は目標値を上回った理由や、下

回った理由について、記載して欲しい。

また、先ほどこぼと館の利用が少なくコロナ禍から利用実績が戻らなかったと説明があった。この要因として、トイレの問題があるのではないか。こぼと館自体にトイレがなく、中央市民会館の1階の女性トイレは、和式のトイレが2つと洋式のトイレが1つで音姫もついていない。さらに、私たちは聴覚障がいのある方たちと一緒に様々な事業を行っている中で、以前から目で見える緊急体制のランプ等を設置していただきたいと要望をしているが、人員的にサポートしていただけるということで特に設置していただけていない。和式トイレは、特に高齢者には利用しづらい。音姫は、市役所が旧庁舎のときに後から設置していたため、中央市民会館でも後付けできるものと思っており、節水にもなるのではないかと思います。このような施設の課題も考えていただけるとありがたい。

【事務局】

2点ご意見等をいただいた。1点目の報告書の記載については、説明にあったとおり、今年度が現行計画期間の最終年度になるため、何が原因で達成できたのか、できなかったのかを分析できるような記載について検討させていただく。2点目の中央市民会館のトイレの件については、施設所管課である市民活動支援課と調整を図っていきたいと考えている。なお、こぼと館に一番近いトイレは未改修であるが、その少し先にあるロビーのほうのトイレは改修済みである。

(2)第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画の進捗状況について

事務局より、資料2に基づき説明を行った。

【委員】

資料2の1ページにおける成果目標「1.福祉施設の入所者の地域生活への移行」にある項目「地域生活移行者数」は、入所施設にいる方が地域生活に移行したという数値だと思う。入所施設から地域生活への移行は全国的な流れだと思うが、今現在、入所を希望されている待機者が本当に多い。重度障がいのある方は自分の意思を示すことが難しいということで、保護者の方が代弁者となり、保護者と施設との間で決まってしまうという現状があり、ご本人の希望や気持ちがあまり反映されていない状況が見られると感じている。新しく施設に入る場合であっても、2者だけではなく、日中通っているところや、住んでいるグループホームなど、本人をよく知るいろいろな機関の方たちを交えた支援会議が行われ、本当にこの方に入所施設が相応しいのかどうかを議論した中で決定していくという流れが併せて必要ではない

かと思った。

【事務局】

現状からお話しさせていただきたいと思う。ご意見のとおり、障害者支援施設は特別養護老人ホームのようなかたちで入所される施設になっており、越谷市で把握している待機者数は、身体障がいの方が13人、知的障がいの方が70人程毎年いらっしゃるような状況になっている。その待機者の中にはご本人の意思の方もいらっしゃるが、保護者の方が、自身が高齢になった場合のお子さんの住まいとして施設を希望して待機なさる方もいるような実情になっている。

また、障がいのある方の意思決定支援は、特にこの令和6年度の法改正の中で、入所施設等の事業所において行わなければならないものとして新たに規定されている。この意思決定支援というのは、障がいのある方がどのような生活を送りたいのかというところを、障がいのある方自身が意思を表示することが難しい場合でも、日々の支援の中でのご本人の様子等から、ご本人のためになる支援を考え、意思を尊重していくという手続きになる。入所施設ではそういったことにも取り組んでいるところなので、併せてご理解いただければと思う。

【委員】

資料2の1ページにおける成果目標「4.福祉施設から一般就労への移行等」の「目標の考え方」で、令和3年度実績の1.31倍や1.29倍といった具体的な数値が出ているが、これは国の指針として表された数字と考えてよろしいか。

【事務局】

おっしゃるとおり国の指針で具体的な数値が定められているため、それに則っている。

【委員】

では、これの数値はまた変わると考えたほうがよろしいか。

【事務局】

基本的に3年に1度、国の指針が示され、それに合わせて数値が変わる可能性がある。

【委員】

4ページの「6.障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の見込」における「県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加」について、単位が「実施の有無」となっているが、具体的な参加人数がわかれば教えてほしい。

【事務局】

県が主催となって実施した研修への職員の参加実績は、令和6年度は18人だった。参加した研修の例を挙げると、知的障がい者の福祉担当新任職員研修会や障がい者虐待防止・権利擁護研修、障がい支援区分認定調査員研修などがある。

協議事項

（１）第6次越谷市障がい者計画素案について

資料3の内容について、前半と後半に分けて説明し、質疑等の機会を設けることとした。まず5月に開催した第1回会議の骨子案から修正した部分と、第4章「施策の展開」の基本方針1から3（1～85ページ）について説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

77ページの「施策③地域での保健・医療体制の充実」における項目「9 医療的ケア児(者)等への支援体制の充実」で、18歳を境に今まで受けていた支援が受けられないというのではなくて、18歳以降もケア児として受けていた支援を継続して受けられるというような理解でよろしいか。

【事務局】

基本的にはケア児から者に移る際には利用者が不利益を被らないよう、継続して支援を受けられることを基本とした支援体制の充実を目標としている。

【委員】

84ページの「施策⑤地域での支援体制の充実」における「1 重層的支援体制整備事業の充実」で、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの複雑・複合的な課題とあるが、最近地域であった事例で、認知症のような症状がある方で高齢によるものと思っていたが、よく診断してもらったら障がいによるものだったということがあった。10年ぐらい前に交通事故にあってから、家の中が片付けられないとか、うまい話にすぐ乗ってしまってお金を引き出してしまうというようなことがあり、地域で問題になった。これからの高齢化で、こういったことが地域の中で多く出てくると思う。地域との兼ね合い、結びつきというのもあったらいいと思った。

【事務局】

重層的支援体制整備事業については、社会福祉協議会に委託して、地域共生推進課が所管している。地域でいろいろな課題を抱えた方を今までは個別で見いていたも

のを、重層的な支援として、世帯や地域で包括的に見ていく考え方でやっている。今までは個人で対応していたものを世帯としてみる、世帯としてみるためには1つの課では難しいため、様々な関係課が連携し、その方々が幸せに暮らせるように皆で対応していくものである。

【委員】

84 ページの「施策⑤地域での支援体制の充実」における「3 ボランティア団体等への支援」について、現行計画では先ほど進捗状況の報告における資料1の別紙における12ページのNo.85に同施策があるが、取組状況の手話に関する記載の中で、手話奉仕員養成講習会とあるのはいいが、ボランティア支援に「手話通訳者要請講習会並びに要約筆記者養成講習会を行う」と書かれている。通訳者と要約筆記者はコミュニケーション支援事業のほうで、支援制度の中で行っているもので、ボランティアではないと思っているため、記載内容を変えていただきたいと思っている。次の計画の素案では、資料3の99ページの「施策②意思疎通支援の充実」の中の項目に「2 コミュニケーション支援事業の充実」があるため、こういったところに記載していただきたいと思った。

【事務局】

講習会についてはこぼと館で実施しており、ボランティア団体等への支援というかたちで記載をさせていただいた。今後の記載については、ご意見を踏まえ検討させていただきたいと思う。

【委員】

84 ページの「施策⑤地域での支援体制の充実」における項目「6 地域包括支援ネットワークの促進」について、年に2回、各地区で実施されているネットワーク会議では、民生委員、各自治会長、地域包括支援センター職員、場合によっては市の職員も参加し、提起された問題について検討している。検討にあたっては、ある程度個人情報公開されて、地域名、どういう困り事があったか、対応や解決方法等を共有している。障がいのある方に関しても、通所や就労等の経歴についても書き記してあるのだが、先ほどご説明があったように、施設から就労するところに行く辺りの流れがわからない。高齢の施設なら、病状が重くなったり、お亡くなりになったりということがあるが、障がいのある方の場合、最終的には就労というところまでつなげていただけるのか。

【事務局】

障害者支援施設に入所している方が地域に戻る、家に帰る、グループホームに入

るということは、現状、難しい状況ではあるので、施設から地域に戻ってきた方々が就労するというのはなかなか難しいと思う。今、在宅で生活をされている方、グループホームに入っている方というのは日中活動というのが非常に大事になってきているので、その日中活動の場の1つの選択肢として就労が、ご本人が希望すれば、今年度新しく就労選択支援というサービスができる。それに応じてご本人の希望、夢というのを考えながら障がいサービスを選択していただくという1つの選択肢ができる。そういったところでも市では応援していきたいと考えている。

また、81ページにコラムというかたちで掲載しているが、障がいの分野では令和5年10月から基幹相談支援センターというものを市内東西南北それぞれ1か所ずつ設置している。年齢や障がいの種類、手帳の有無を問わず、どなたでも障がいに関する相談をすることができるということで、ご本人、ご家族、また地域の方のご相談も受けている。ここが窓口になり、市のケースワーカーに話があがってきたり、高齢の担当に話がいったりということがあるので、何かお困りの方がいらっしゃった場合には4か所ある基幹相談支援センターをご案内いただければと思う。

もう1点、地域生活支援拠点等についてもコラムに載せさせていただいた。何点か質問にも出ていたが、障がいのある方が、障がいの重度化、高齢化、親が亡くなった後でも地域で生活したいと考えている方が地域で生活できるように、様々な障がい者施設、相談支援事業者、地域の方で支えていくイメージ図としている。これは、現在運用しており、様々な解決できない課題に対してどうすれば解決できるのかという仕組みをつくってある。こういったかたちで越谷市では障がいのある方の地域生活を支えているところをご紹介させていただいた。

【委員】

83ページの「施策③日中活動の場の確保」における項目「③-3地域活動支援センターの充実」について、地域活動支援センターは、越谷市には「有朋」と「ひかりの森」の2か所あると思うが、「充実」という表現の中に、新設の考えも含まれているか。要望として、私は増やしていただきたいと思う。

【事務局】

委員よりご紹介いただいたとおり、越谷市内に地域活動支援センターは2か所ある。「有朋」では、精神障がいのある方が集まって、皆様で話し合いをしたり外出したりする重要な場であり、今後も継続して支援できればと考えている。「ひかりの森」では、越谷市だけではなく大宮、三郷、草加、春日部等から視覚に障がいのある方の日中活動の場となる地域活動支援センターで、こちらにも継続して支援できればと

考えている。地域活動支援センターの新設の意味は含んでいない。

【委員】

57 ページの基本方針 5 「雇用・就労の確保」における、下段の枠内の下から 3 行目に「障がい者が能力や適性に応じて多様な就労ができるよう」という文章があるが、この中に「障がいの状況」というような意味合いが含まれているのか。もし含まれていないならこの文章に追記する等もあり得るかと思うがいかがか。

【事務局】

「障がいの状況」についても、意味合いとしては含んでいるが、ご意見を踏まえ、より伝わりやすい表現について検討させていただく。

【議長】

次に基本方針 4、ページでは 86 ページ以降について事務局より説明願う。

事務局より資料 3（86 ページ以降）に基づき説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

95 ページの数値目標における「②－3 障害者就労訓練施設しらこぼとの充実」の「指定障害福祉サービス事業所の延べ登所者数」について、よくわからないので説明をお願いしたい。

【事務局】

障がい者就労訓練施設しらこぼとは、大きく分けて機能が 2 つあり、市内の事業所が集まって就労訓練や工賃向上に関する会議を開いたり、しらこぼとマルシェという市内サービス事業所等の授産品の販売会を開いたり、相談支援等を行う機能と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所として、就労移行支援事業や就労継続支援 B 型等のサービスを提供する機能がある。数値目標は、このサービス事業所に登所される方の延べ人数について、現行計画期間の実績から伸び率等を推計し、目標値を設定している。

【委員】

要望だが、受注機会の拡大ということで、具体的なものを申し上げると農福連携ということを推進していただけないかという思いがある。越谷市の周辺は休耕

田とか荒れている土地が増えてきていて、そういうところを利用しながら障がいのある方の取組みとの連携の機会を与えていただけたらと思っている。

【事務局】

農福連携については、94 ページの「施策②多様な働き方の支援」の項目「4 市関連業務における就労機会の拡大」にその意味を含んでおり、本市としての多様な働き方の支援における取組みの一つとして、農福連携についても検討していきたいと考えている。

【委員】

108 ページの「施策④防犯・防災体制の整備」に「6 福祉避難所の充実」という項目があるが、私の認識だと、福祉避難所というのは、例えばしらこぼとや、市内に3か所ある入所施設などが対象になると思っているが、福祉避難所に対応している場所の確認をできればしたいのと、その福祉避難所は災害が起きた際にすぐに避難できるものなのか。一次避難所や二次避難所というような位置づけがあり、すぐには避難できないかたちになっているのか、その辺りをお伺いしたい。

【事務局】

今が全部できているという認識はないが、本市の取組状況について紹介をさせていただく。福祉避難所については、障がいのある方だけでなく、高齢の方、乳幼児の方、病気のある方など避難所において特別な配慮を必要とする方を対象とする避難所という定義がある。現在、市内には26の施設が福祉避難所になっているが、施設によって主な受入れ対象者が決められており、その施設を普段から利用している方が受入れ対象となっている避難所もあり、26の施設全てが、誰でもすぐ避難できるようにはなっていないと理解している。その点については、障がい福祉の分野でも課題だと感じている。今後、越谷市の防災計画の改定を控えており、改定には2年間かかるが、その中でも災害が起きた時に障がいのある方を含め市民が迷わず避難できるよう体制を整備していけたらと思う。

また、福祉避難所は、以前は、一般の避難所に避難してから、支援等が必要な方は2次避難所として福祉避難所に避難するという考え方もあったが、現在は、対象者が決められてはいるが、直接、福祉避難所に避難していただく考え方もある。

【委員】

99 ページの「施策②意思疎通支援の充実」における項目「1 手話に関する施策の推進」の取組み内容に記載されている「手話に関する施策の推進に関する法律」の内容についてもう少し具体的に教えていただきたい。

【事務局】

この法律は、令和7年の6月にこの法律が制定され、基本理念として3点について規定されている。1つ目は、手話の習得や手話を使うことに関する施策を国、県、市が講じること、また、そのために必要な環境を整えること。2つ目は、手話が長年にわたり受け継がれ、手話により豊かな文化がつくられてきた経緯を考慮して、手話文化の保存・発展を進めること。3つ目には、すべての国民が手話に関する理解や関心を持ち、深めるように施策を講じることがある。理念を定めた法律なので、少し広い意味で抽象的な表現になっているが、越谷市ではこの法律に先駆けて平成30年3月に手話言語条例を定めており、手話は言語であるということを明確に位置付けて施策を推進している。また、その施策の進捗を管理するために「手話に関する施策の推進計画」を定め、例えば、手話の啓発や周知の取組みで具体的にどういうことを実施したかについて報告し、当事者団体や支援者団体、行政職員が構成メンバーとなって意見交換会を開催している。

【委員】

今の説明を踏まえてだが、これまでも施策の推進に関する報告会が1年に1回しか行われていない。また、越谷市社会福祉協議会に委託されている手話通訳者等の派遣事業に関する運営委員会が2回しか行われておらず、その委員会の形式も、諮問機関ではなく、要望や協議をする場になっていない。今回、法律で手話に関する環境整備について記載されているため、ぜひ手話という言葉だけではなくて、聴覚障がいのある方を取り巻く環境を改めるということで、平成14年から始まった手話通訳者等の派遣事業の要綱等の見直しから進めていただきたいと思います。

次に、98ページの「施策①情報アクセシビリティの向上」における項目「3 市民による情報支援活動の促進」について、広報紙は視覚障がい者のある方に対して点訳・音訳での情報提供があるが、聴覚障がいのある方に対しては、手話の単語の紹介はあるが、広報の内容に関しての手話での情報提供がない。他市では広報を映像化してYouTubeで配信していたりするため、越谷市でもぜひお願いしたいと思っている。

次に、108ページの「施策④防犯・防災体制の整備」に「3 災害時支援バンダナの配布」という項目があるが、災害時支援バンダナは、見た目からは聴覚障がい者であるということがわからないため、それがわかるように江戸川区で最初にバンダナをつくり、それが全国的に広がっている。越谷市の場合は、バンダナの4面にいろいろな障がいについて書かれていて、バンダナを首に掛けることで何の障がいかわ

かるということだが、聴覚障がいについては、できるなら自分は聴覚障がい者であるということを周りに知られたくない方がいらっしゃる。そのため、目で見える情報として、順番が来たら番号が出るものなど、聞こえる人にも聞こえない人にも便利になっていると思う。また、バンダナをもらえていない人がいると聞いたので、バンダナはつくる予定はあるのかお聞きしたい。

最後に、同じページの項目「緊急時通報システムの充実」について、聴覚に障がいのある方等には、「NET 119」や「FAX 119」があるということだが、高齢の方は、どうしてもそこにたどり着くことが難しいので、ボタンを押したら救急車、消防車が来る緊急通報システムを、高齢の聴覚障がいのある方等にもできれば普及していただきたいと思っている。

【事務局】

まず、「手話に関する施策の推進に関する法律」の制定を踏まえ、今後どのように施策に取り組んでいくのかということについて、先ほど越谷市の条例に関する取り組みについて紹介したが、条例をつくるだけではなく推進計画を策定し、開催回数の議論はあるが、聴覚障がいのある方、支援団体の方、私たち行政が集まる意見交換会を開催し、その中で様々なお話をさせていただいており、市の条例の分野については取り組みを推進している自負はある。今回の法律については、今後、国で計画がつくられ、国としてどのように手話に関する施策に取り組んでいくかという大枠が出てくると私は想像している。越谷市では、手話は言語であるということで市民に対し啓発を行っていたが、今回、国がこの法律の中で、手話を必要とする方が手話を学ぶことができる環境等をどのように整備していくのかということが重要になっていくと思う。当事者の方、支援者の方はこの点に関する動向を見守っていただいて、積極的に国等へ提言いただきたいと考えている。

次に、広報の手話での情報提供については、ご意見のとおり現状できていない。実施体制等の課題もあるため、広報を所管する広報シティプロモーション課とも調整をしていきたいと考えている。

次に、バンダナの作成については、令和6年度に追加で600枚作成している。まだお持ちでない方がいるのではないかという話があったが、バンダナの配布についてさらに周知するため、9月の広報紙への掲載に向け準備をしているところである。

次に、通報システムについて、「NET 119」は事前登録制で、登録後にアプリを稼働することができ、救急か事故か、今どこにいるか等の情報について消防につながるといいう仕組みである。「FAX 119」は、専用の通報用紙があり、そこに記入して送信すると消防につながるといいう制度である。委員のおっしゃった緊急通報

システムは、何かあったときにボタン１つ押すだけでつながるというもので、こちらは今後の検討材料にさせていただく。なお、「NET 119・FAX 119」について、10月に、社会福祉協議会に委託している手話通訳者と要約筆記者の派遣事務所のほうで教養講座を実施する予定であることをご報告させていただく。

【議長】

それでは、以上で予定された議事についてはすべて終了したので、議長の役を降ろさせていただき、進行を事務局にお返しする。

3 その他

事務局よから、次回の開催予定について説明した。(2025年10月頃)

4 閉会

閉会にあたり、高橋副分科会長より挨拶をいただいた。

(以上)